

5



遅刻をしたら、^{ばっきん}罰金5,000円と言われた。



遅刻した時間分の賃金カットはやむを得ませんが、あらかじめ^{いやくきん}罰金や違約金を定めて契約することは**違法**です。



- ・ 1年以内に退職したら罰金10万円
- ・ 会社に損害を与えたら、20万円支払うこと なども違法です。

ただし、現実に労働者の責任により発生した損害について賠償を請求することまで禁止したものではありません。

誓約書

1分でも
遅刻したら
罰金5千円



不当な請求をされたら、
早めに専門家にご相談ください。